

## ○宮崎大学ホームページ運用要項

平成18年 1 月25日  
制 定

改正 平成18年 3 月23日 平成19年 3 月22日  
平成19年10月25日 平成20年 3 月25日  
平成22年 9 月22日 平成23年 9 月22日  
平成27年 3 月30日

### (趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学（以下「本学」という。）において、広報活動の一環としてWWW等を利用して本学に関する情報を提供するために制作するホームページの適正かつ円滑な運用に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 部局等

学部、附属図書館、学内共同教育研究施設、医学部附属病院、安全衛生保健センター、情報基盤センター、障がい学生支援室及び事務局（監査課を含む。）をいう。

#### (2) 宮崎大学トップページ

本学のURLを指定し、ブラウザを起動させたときに現れるページ及びそこから直接リンクされる全学的な情報のページで、宮崎大学広報戦略室（以下「広報戦略室」という。）の責任の下で制作されたものをいう。

#### (3) 部局等ホームページ

宮崎大学トップページから直接リンクされている部局等に関する情報を提供するホームページで、部局等の責任の下で制作されているものをいう。

#### (4) 部局等サブページ

部局等ホームページからリンクされている学科、講座、研究室、教職員及びサークル等に関する情報を提供するページで、部局等に所属する組織、団体及び個人等の責任の下で制作されているものをいう。

#### (5) 宮崎大学ホームページ

前3号に規定するホームページの総体をいう。

### (総括責任者)

第3条 宮崎大学ホームページに関する事項を総括するため、総括責任者を置き、広報戦略室長をもって充てる。

### (管理責任者)

第4条 部局等ホームページ及び部局等サブページに関する事項を管理するため、管理責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

### (提供できる情報)

第5条 宮崎大学ホームページを利用して提供できる情報は、次のとおりとする。

#### (1) 本学の概要、統計等本学を紹介する情報

#### (2) 本学の教育、研究及び社会活動に関する情報

#### (3) 本学の学生等の学習・研究活動及び課外活動等に関する情報

#### (4) 本学が主催し、又は後援する事業等に関する情報

#### (5) 本学におけるその他の諸活動に関する情報で、本学に入学を希望する者、在学生、卒業生及びその他社会一般に対して提供する必要があるもの

#### (6) その他広報戦略室が必要と認めた情報

### (遵守しなければならない事項)

第6条 宮崎大学ホームページにより情報を提供する者は、次に掲げる情報を提供してはならない。

#### (1) 公序良俗に反するおそれのある情報

#### (2) 個人情報又は人権を侵害するおそれのある情報

#### (3) 個人又は団体を誹謗中傷するおそれのある情報

#### (4) 公平性を欠くおそれのある情報

#### (5) 営利を目的とする情報

- (6) 著作権等の知的所有権を侵害するおそれのある情報
- (7) その他広報戦略室が不適切と認めた情報
- 2 宮崎大学ホームページにより情報を提供しようとする者は、この要項及びその他関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 本学の名称及びロゴマークをホームページタイトルに相当する内容として使用できるのは、前条に規定する情報を提供するホームページのみとする。
- 4 広報戦略室は、前3項に定める事項に違反していると判断した場合、その情報の発信停止又は内容を削除させることができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、宮崎大学ホームページの管理及び運用に関し必要な事項は、広報戦略室が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。